

5 事故の際の措置

業務上取扱者は、取り扱っている次の ～ が、飛散したり、漏れだしたり、流れ出したり、しみ出したり、あるいは、地下にしみ込んで、不特定多数の人に危害を及ぼすときは、直ちに保健所、警察署又は消防機関に届けなければなりません。

また、危害防止のために、必要な応急の措置を行わなければなりません。盗難にあい、紛失したときは、警察署に届け出なければなりません。

取り扱っている毒物又は劇物

無機シアン化合物である毒物を含有する液体状の物（シアン含有量が1 Lにつき1 mg 以下のものを除く。）

塩化水素、硝酸若しくは硫酸又は水酸化カリウム若しくは水酸化ナトリウムを含有する液体状の物（水で10倍に希釈した場合のpH 2.0から12.0までのものを除く。）

このため、以下の整備をしてください。

(1) 通報する責任者の設定など通報体制を整備してください。

(2) 事故当事者が、流出・漏えいした毒物劇物による被害を最小限にとどめるよう、中和剤の散布、立入禁止区域の設定など速やかな措置が講じられるような体制整備をしてください。

(別添、毒物劇物危害防止及び盗難防止規定P 31参照)